

にしがた



新潟 花ものがたり ▲魚野川のネコヤナギ(南魚沼市)

Contents

- 健康保険・厚生年金保険の手続きはお済みですか？
- 退職日の翌日から健康保険証は使用できません
- 社会保険事務講習会開催申込募集中
- 社会保険ボウリング～地区大会の結果～

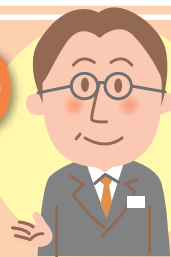
電話による年金相談は「ねんきんダイヤル」をご利用ください

ねんきんダイヤル ^{イイロウゴ} 0570-05-1165

日本年金機構ホームページ<http://www.nenkin.go.jp/> 協会けんぽホームページ<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>
一般財団法人 新潟県社会保険協会 ホームページ <http://www.niigata-inet.or.jp/nshkyoukai/>

【職場内で回覧しましょう】

健康保険・厚生年金保険の 手続きはお済みですか？



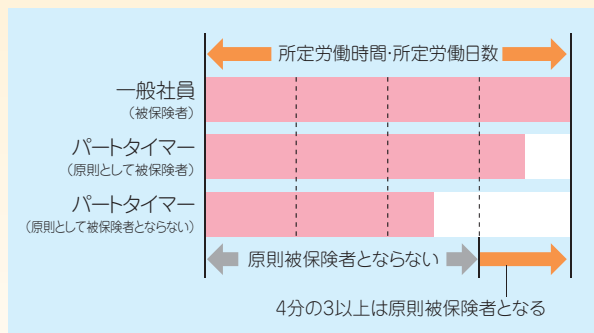
従業員を採用したときは

- 「被保険者資格取得届」を“資格取得日から5日以内”に提出してください。
- 被保険者の資格は、事実上の使用関係＝常用的使用関係が発生した日などに取得します。たとえば、勤務発令が4月1日、勤務開始が4月10日の場合、給料の支払方法により次のように資格取得日が変わってきます。

① 1ヵ月分の給料が支払われる場合 ⇒ 資格取得日は4月1日

② 4月の給料が日割計算で支払われる場合 ⇒ 資格取得日は4月10日

※パートタイマー・アルバイト等を雇用されたときは？ パートタイマー等でも常用的使用関係がある場合は、被保険者になります。常用的使用関係とは、同じ事業所で同様の業務に従事している一般社員の労働日数、労働時間を基準にそれぞれがおおむね4分の3以上であるかどうかを目安に、就労形態等を考慮し総合的に判断します。



※試用期間中であっても、常用的使用関係がある場合は、試用期間の当初から被保険者となります。

被扶養者に異動があったときは

- 「被扶養者(異動)届」を“異動のあった日から5日以内”に提出してください。
- 被扶養者が就職等により被扶養者から外れる場合は、健康保険被保険者証を必ず添付してください。

従業員の住所が変わったときは

- 「厚生年金保険被保険者住所変更届」を速やかに提出してください。
◆ 70歳以上の方…厚生年金保険の被保険者となりませんので、上記の届出書の提出は不要ですが、年金の住所変更手続きは必要となります。

届出前のチェック

変更後の郵便番号と住所のフリガナを忘れずに記入してください。

※国民年金第3号被保険者となっている方の住所変更も、併せて届け出てください。

※ねんきん定期便等の文書は、お届けいただいた住所に送付されますので、忘れずにお手続きください。

従業員が退職したときは

- 「被保険者資格喪失届」を“資格喪失した日から5日以内”に提出してください。
なお、資格喪失日は、退職した日の「翌日」となります。

届出前のチェック

届出書には、健康保険被保険者証(被保険者本人・被扶養者全員分)と健康保険高齢受給者証(該当者のみ)を忘れずに添付してください。

従業員の報酬が変わったときは

- 「被保険者報酬月額変更届」を提出してください。
- 届出が必要となるのは、次の①～③の全てに該当する場合です。
 - ①昇給・降給などで、**固定的賃金に変動があったとき。**
 - ②変動月からの3カ月間に支払われた報酬（残業手当などの非固定的賃金も含む）の平均月額に該当する標準報酬月額と、従来の標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じたとき。
 - ③3カ月とも報酬の支払基礎日数が、17日以上あったとき。

従業員に賞与を支給したときは

- 「被保険者賞与支払届および総括表」を“賞与を支給した日から5日以内”に提出してください。
※年4回以上支給されている賞与は標準報酬月額の対象となるため、この届書を提出する必要はありません。

郵送によるお届出の場合は「日本年金機構新潟事務センター」にご提出ください。

送付先

日本年金機構新潟事務センター

住所：〒950-8611 新潟市中央区弁天3-2-3 ニッセイ新潟駅前ビル2階
郵送のみの受付となり、受付窓口や駐車場はありません。

日本年金機構 新潟事務センターで扱う主な届書



被保険者資格取得届	健康保険被扶養者(異動)届
被保険者資格喪失届	被保険者住所変更届
被保険者報酬月額変更届	被保険者賞与支払届及び総括表
育児休業等取得者申出書	年金手帳再交付申請書
育児休業等取得者終了届	磁気媒体(CD.DVD.FD又はMO)による届出
育児休業等終了時報酬月額変更届	70歳以上被用者該当・不該当届
被保険者生年月日訂正届	70歳以上被用者算定基礎・月額変更・賞与届
被保険者氏名変更(訂正)届	

なお、一般的な制度等のご相談や届書記入方法等については、お近くの年金事務所にご相談ください。

※このページでご不明な点がございましたら、年金事務所へお問い合わせください。

協会けんぽからのお知らせです

退職日の翌日から健康保険証は使用できません

加入者の皆さまが健康保険証を使用できるのは退職日(資格喪失日の前日)までですが、資格喪失時に健康保険証を返却せずにその後も医療機関を受診する「無資格受診」が発生しております。

既に資格を喪失し、無効となった健康保険証で受診された場合、後日、かかった医療費を協会けんぽにお返しいただくことになります。(※)

「無資格受診」が多く発生していきますと一時的に医療費を立て替えることになる協会けんぽの財政を圧迫することになり、健康保険料の上昇にもつながりかねません。

(※)お返しいただいた医療費については、受診日時点で実際に加入されていた健康保険から給付を受けられる場合があります。詳しくは保険者(健康保険証の発行者)にご確認ください。



無効となった健康保険証は速やかにご返却ください。

協会けんぽでは「無資格受診」の発生を防止するため、**健康保険証の早期回収**に取り組んでおります。皆さまのご協力をお願いいたします。

事業主様・事業所ご担当者様へのお願い

1 資格喪失後の健康保険証は、必ずご家族の分も含めてご回収ください。また、高齢受給者証や限度額適用認定証をお持ちの場合は、あわせてご回収ください。

2 退職の際には、「無効になった健康保険証は使用できないこと」と、「次の健康保険(国民健康保険など)から交付された健康保険証を使用いただくこと」をお知らせください。

健康保険証の回収と返納については、事業主に義務が課せられています。
(健康保険法施行規則第51条)

健康保険証の「返納催告状」をお送りしています

- 健康保険証が返却されない場合、協会けんぽから資格喪失された方あてに「返納催告状」をお送りしています。お手元の使用できなくなった健康保険証は速やかに協会けんぽまでご返却ください。
- 健康保険証を紛失された場合は、『健康保険被保険者証滅失・返納不能届』をご提出ください。

お問い合わせ先

【業務グループ】 TEL.025-242-0262



全国健康保険協会 新潟支部
協会けんぽ

協会けんぽ 新潟

検索

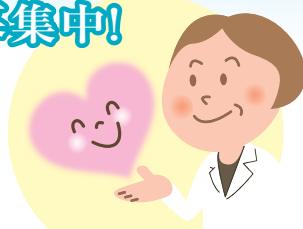
〒950-8613 新潟市中央区弁天3-2-3 ニッセイ新潟駅前ビル3階 TEL.025-242-0260 (代表)

協会けんぽ新潟支部のセミナーのご案内

「こころの健康セミナー」申込募集中!

参加料無料

専門講師によるメンタルヘルスに関する講演のほか、協会けんぽ新潟支部による精神系疾患の傷病手当金申請書データの集計・分析結果の発表を行います。事業所の労務担当者だけでなく、どなたからもご参加いただけます。



開催日・会場

開催日	開催時間	会場	所在地	定員
2月 6日(水)	午後2時～ 午後4時30分	長岡リリックホール	長岡市千秋3-1356-6	300名
2月 8日(金)		上越市市民プラザ	上越市土橋1914-3	100名
2月27日(水)		新潟ユニゾンプラザ	新潟市中央区上所2-2-2	300名

お申込み方法

開催日・参加会場・事業所名・参加者名(健康保険委員の場合はその旨を明記)を記入し、FAXにてお申し込みください。(お電話によるお申し込みも可能です。)なお、各会場の定員に達した場合はご連絡します。

一般財団法人新潟県社会保険協会 | FAX.(025)290-3201 TEL.(025)240-5337

2月の年金相談のご案内

相談は予約制となります。予約なしの相談も可能ですが、予約の方を優先させていただきます。

主催年金事務所 (予約先電話番号)	会場	相談日	時間	主催年金事務所 (予約先電話番号)	会場	相談日	時間	
新潟東年金事務所 (025-283-1013)	五泉市村松支所	7(木)	10:00~15:00	上越年金事務所 (025-524-4115)	糸魚川市役所	13(水)	10:00~15:00	
	五泉市福社会館	21(木)	10:00~15:00		柿崎商工会	27(水)	10:00~15:00	
	阿賀町役場本庁	27(水)	10:00~15:00		市民交流センター ネーブルみつけ	20(水)	10:00~15:00	
新潟西年金事務所 (025-225-3008)	佐渡中央会館	20(水)	13:30~16:30	新発田年金事務所 (0254-23-2128)	村上市役所	27(水)	10:00~15:00	
	両津地区公民館	21(木)	9:00~11:20		阿賀野市水原公民館	13(水)	10:00~15:00	
	小木町商工会	21(木)	8:50~10:50		阿賀野市水原公民館	27(水)	10:00~15:00	
長岡年金事務所 (0258-88-0006)	小出商工会	27(水)	10:00~15:00	六日町年金事務所 (025-716-0802)	十日町地域地場産業振興センター (クロス10)	20(水)	9:30~12:30	
						十日町地域地場産業振興センター (クロス10)	14(木)	10:00~15:00
							28(木)	10:00~15:00

予約可能な時間は各会場とも開始時間から、終了時間の30分前までとなりますが、次の2会場は時間が異なります。佐渡中央会館は13:30から16:10、十日町地域地場産業振興センター(クロス10)は13:00から14:30となりますのでご注意ください。

- 年金の相談・照会等には、年金手帳(基礎年金番号通知書)・年金証書等を持参してください。
- 予約による相談を希望する方は、出張相談所を主催する年金事務所へ事前に電話予約をしてください。
- 年金相談でご不明な点がありましたら、年金事務所へお問い合わせください。

社会保険協会では、社会保険労務士による社会保険相談所を開設しています(相談は無料)

- 五泉商工会議所[五泉市郷屋川1-2-9]……………毎月第2火曜日(10:00~15:00)
 - 小千谷商工会議所[小千谷市本町2-1-5]……………毎月第2水曜日(10:00~15:00)
 - 寺泊町商工会[長岡市寺泊坂井町9769-31]……………毎月第2水曜日(10:00~15:00)
- ※五泉商工会議所は予約制です。予約連絡先 TEL.0250-43-5551
※協会の年金相談は年金記録・年金見込額の即日回答はできませんのでご了承願います。

